

加古川市では、令和５年度に実施した町内会長・自治会長アンケート調査の結果をもとに、持続可能な町内会運営に向けた支援策や依頼業務の見直しを行いました。町内会長・自治会長の手引きとあわせご確認ください。

１ 町内会・自治会の専門相談、町内会・自治会アドバイザー派遣（市民協働部市民活動推進課）

・町内会・自治会のための法律相談 **新規**

町内会における法的な課題について、専門家（弁護士）へ相談する相談会を開催します。

開催月：６、七、八、九、一〇、一 月の各第三木曜日（原則） ※事前申込制 ※担当：079-427-9195

・町内会・自治会のための会計相談 **新規**

町内会における会計的な課題について、専門家（税理士）へ相談できる相談会を開催します。

開催月：六、七、八、九、一〇、二 月の各第四木曜日（原則） ※事前申込制 ※担当：079-427-9195

・町内会・自治会アドバイザー派遣制度 **新規**

町内会でのお困りごとの解決に向け、アドバイスをを行うアドバイザーを派遣します。

※事前申込制 ※担当：079-427-9195

令和６年度町内会長・自治会長の
手引き １３ページに掲載

２ 水路等の維持管理に関する基準（建設部治水対策課） **新規**

水路等の維持管理に関する基準を新しく制定しました。

令和６年度町内会長・自治会長の
手引き ９ページ「治水対策業務
に係る要望」に関連

項目	新	旧
水路等の改修	・水路の構造物等の破損や損傷により、流水阻害及び周辺に影響を及ぼす恐れが想定される場合 ・水路管理用通路及び管理用地において、除草作業が困難な状況をはじめ、既設構造物の破損や損傷により管理に支障、又は周辺に影響を及ぼす恐れが想定される場合 ・水路構造物等が整備されていないため、災害等により流水阻害、又は周辺に影響を及ぼす恐れが想定される場合	・要望等の提出を受け、現場状況を確認し、実施の可否を判断
水路等の浚渫	・暗渠排水施設 ・水路深さ 1.5m以上かつ堆積土砂が水深の概ね１割以上連続する箇所 ・ゴミ等による流水阻害が生じている箇所 ・地元で堆積土砂の集積が可能な場合や流水状況により地元で浚渫が困難な場合はこの限りではない	・原則、地元の町内会や水利組合及び他の地域団体等で実施 ・ただし、地元で対応ができない場合、要望書の提出を受け、現場状況を確認し、実施の可否を判断
水路等の雑木伐採	・雑木が密集する他、雑木の伐採において、周辺家屋や道路通行等に影響を及ぼす恐れが想定される場合	・要望書の提出を受け、現場状況を確認し、実施の可否を判断
水路等の除草	・管理者が存在しない箇所 ・除草作業において、安全に支障をきたす恐れがあると判断される場合	・原則、地元の町内会や水利組合及び他の地域団体等で実施 ・ただし、地元で対応ができない場合、要望書の提出を受け、現場状況を確認し、実施の可否を判断

・対象箇所 治水対策課所管の水路（管理用通路を含む）、市管理用地、市管理排水施設
ただし、浚渫等対象水路については、五ヶ井土地改良区管理水路、新井土地改良区管理水路、及び上部井土地改良区管理水路を除く

・（要望）対象者 地元町内会、地元水利組合、及び他の地域団体

・要望方法 要望書様式により、治水対策課へ要望書を提出 ※担当：079-427-9248

３ 市道等の維持管理に関する基準（建設部道路保全課） **新規**

市道等の維持管理に関する基準を新しく制定しました。

令和６年度町内会長・自治会長の
手引き ９ページ「道路保全業務
に係る要望」に関連

項目	新	旧
草刈（路肩、法面、植樹 桧、植樹帯）	市が基準に基づき維持管理 【基準】 ・法面の高さが３m以上で、法面の長さ１mを草刈実施	自主的に地元町内会等で維持管理
道路側溝等清掃	市が基準に基づき維持管理 【基準】 ・側溝深さが 70cm以上で堆積土砂が側溝深さの概ね １割以上で連続する箇所	自主的に地元町内会等で維持管理

地元町内会等において維持管理が困難である場合は、市において維持管理路線として対応します。

・対象箇所 道路保全課所管の市道、市管理用地

・（要望）対象者 地元町内会、地元水利組合、及び他の地域団体

・要望方法 要望書様式により、道路保全課へ要望書を提出

※担当：079-427-9197

４ 公園維持管理業務委託契約（建設部公園緑地課ほか） **見直し**

本市が町内会等と契約する公園維持管理業務委託について、契約の内容を見直しました。

令和６年度町内会長・自治会長の
手引き ６ページ「公園維持
管理委託」に関連

また、契約金額についても積算内容の見直しを行いました。

項目	新	旧
園内清掃	良好な状態に保つこと	月１回以上
園内除草	適宜（年３回：春夏秋）	必要に応じて実施
トイレ清掃	変更なし	適宜清潔に保つこと
低木の剪定	随時（無理のない範囲で）	随時（危険のない範囲で）
利用マナーの向上に係る指導 公園施設の異常時の報告	変更なし	随時
提出書類（作業報告）	変更なし	上半期・下半期
提出書類（活動写真）	上半期のみ	上半期・下半期

・対象箇所 本市が管理する都市公園等のうち、町内会等と維持管理業務契約するもの

※担当：079-427-9271 ほか